

指定訪問介護 重要事項説明書

〔令和6年6月1日現在〕

介護保険法に基づく指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがありましたら、遠慮なくご質問ください。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	株式会社 こうき
所在地	〒360-0841 埼玉県熊谷市新堀1275-6
電話番号	048-577-4128
代表者 役職・氏名	代表取締役 小林 功
設立年月	平成20年12月

2. サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称と地域

事業所名	こころ熊谷
所在地	〒360-0846 埼玉県熊谷市拾六間753-27 メイプルタウン205号室
電話番号	048-578-8147
FAX番号	048-578-8148
開設年月日	令和6年5月1日
事業所番号	指定訪問介護（指定事業所番号：1173138726）
サービスを提供できる地域	熊谷市、深谷市
営業時間	午前9時 ～ 午後5時
営業日	月曜日から金曜日（祝祭日、8月13日～15日、 12月30日～1月3日を除く）

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

職 名	勤務形態・人数	業 務 内 容
管理者	常勤 1名	・ 従業者と業務の一元的管理 ・ 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令
サービス提供責任者	常勤 1名	・ 利用調整・技術指導 ・ 訪問介護計画書の作成等 ・ 居宅介護支援事業者に対する必要な情報の提供等
訪問介護員	常勤 2名 非常勤 2名	・ 入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助（指定訪問介護サービスの提供）

3. サービス提供の内容

サービス名称	サービス内容
身体介護	・食 事 介 助・・・食事の介助を行います。 ・入 浴 介 助・・・入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭、洗髪などを行います。※清拭とは、身体を拭く介助のこと。 ・排 せ つ 介 助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。 ・衣服の着脱介助・・・衣服の着脱の介助を行います。 ・通院・外出介助・・・通院・外出の介助を行います。 ・その他必要な身体介護を行います。 ※医療行為は行いません。
生活援助	・買 い 物・・・利用者の食料品や日用品の買い物を行います。 ・掃 除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 ・洗 濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。 ・調 理・・・利用者の食事の用意を行います。 ・その他必要な家事を行います。 ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。 （預貯金通帳、カード、届出印鑑はお預かりできません。） ※ご利用者以外の調理や洗濯、ご利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

4. 利用料金

（１）利用料

ア 基本利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、単位数単価は、10,21円（7級地）になります。

利用者負担額は、総費用の1割となります。（なお、一定以上の所得がある方は、2割又は3割のご負担になります。保険者の判定により負担割合が決まります。）ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	1回当たりの所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担額		
				1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163	1,664円	167円	333円	500円
	20分以上30分未満	244	2,491円	250円	499円	748円
	30分以上1時間未満	387	3,951円	396円	791円	1,186円
	1時間以上1時間30分未満	567	5,789円	579円	1,158円	1,737円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	+82	837円 を加算	84円 を加算	168円 を加算	252円 を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		+65	663円 を加算	67円 を加算	133円 を加算	199円 を加算

援 生	20分以上45分未満	179	1,827円	183円	366円	549円
助 活	45分以上	220	2,246円	225円	450円	674円

※ 単位設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない場合で、かつ、ご利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,021円	103円	205円	307円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合（2ヶ月以上サービス利用がなく、再開となった場合も含む）	1月につき 2,042円	205円	409円	613円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料	利用者負担額		
			1 割	2割	3割
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10%			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのすべてに適合し、職場環境等要件を満たす場合	1月につき 総単位数の24.5%			

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり 20円を請求します。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、次の料金をいただきます。ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、ご連絡ください。

ご利用前日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	キャンセル料は不要です
ご利用当日にご連絡をいただいた場合	当該基本料金の25%
ご連絡をいただけなかった場合	当該基本料金の50%

(4) その他

ア お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由によります。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。弊社職員がお伺いします。

訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付を受けていたご利用者様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合

- ・ お客様が亡くなられた場合

お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

7. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8. 秘密保持

サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

また、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様およびそのご家族の個人情報を用いません。

9. サービス内容に関する苦情

(1) 弊社ご利用者様苦情相談窓口担当

担 当 管理者 小林 宮子 電 話 048-578-8147

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、祝祭日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時

(2) その他

弊社以外に、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

① 熊谷市 長寿いきがい課

048-524-1111

- ② 深谷市 長寿福祉課 048-574-8544
- ③ 大里広域市町村圏組合 介護保険課 048-501-1330
- ④ 埼玉県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）048-824-2568

10. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者様に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を禁止しております。

- ① 医療行為
- ② ご利用者様もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご利用者様のご家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 訪問介護サービス提供中の飲酒および喫煙
- ⑤ ご利用者様及びそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他、ご利用者様及びそのご家族等に行う迷惑行為

11. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地 埼玉県熊谷市新堀 1 2 7 5 番地 6

法 人 名 株式会社 こうき

代表者名 小林 功

事業所名 こころ 熊谷

説明者

氏 名

印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印